

# 石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱

令和4年12月1日要綱第118号

## (設置)

第1条 子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）について検討するにあたり、専門的な知見及び子育て当事者等の幅広い意見を反映させるため、石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例の素案の検討及び市長への提言
- (2) 条例に係る調査研究
- (3) その他条例の素案等の検討に関し必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 教育・児童福祉関係者
  - (3) 一般公募
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員会には、アドバイザーを置くことができる。この場合において、アドバイザーは、市長が委嘱する。

## (委員及びアドバイザーの任期)

第4条 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱の日から委員会の所掌事項が終了した日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。

(庁内調整会議)

- 第7条 委員会の検討に必要な調査及び資料の作成その他の調整を行うため、庁内調整会議を置くことができる。
- 2 庁内調整会議は、別表に掲げる職にある者（以下「関係職員」という。）をもって構成する。
  - 3 庁内調整会議に会長1人を置き、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。
  - 4 庁内調整会議は、必要に応じて会長が招集する。この場合において、会長は庁内調整会議の内容に応じて、必要な関係職員を招集する。
  - 5 庁内調整会議が必要と認めるときは、庁内調整会議に関係職員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
  - 6 関係職員は、必要に応じて委員会の会議に出席するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、条例策定が終了した日をもって、その効力を失う。

(招集の特例)

3 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和5年12月6日から施行する。

別表（第7条関係）

保健福祉部長
保健福祉部次長
総務部総務課長
企画経済部参事（政策担当）
環境市民部広聴・市民生活課長
保健福祉部障がい福祉課長
保健福祉部子ども政策課長
保健福祉部子ども家庭課長
保健福祉部子ども相談センター長
教育委員会生涯学習部長
教育委員会生涯学習部教育指導担当次長
教育委員会生涯学習部総務企画課長
教育委員会生涯学習部学校教育課長
教育委員会生涯学習部教育支援課長